

議案第22号

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の改正について

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成5年倉敷市教育委員会訓令第1号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成5年倉敷市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表生涯学習部中央図書館の項中「2日」の次に「、3週を通じ6日」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

職員数に応じて週休日を変更することにより、各図書館の効率的な運用を図るため、規程を改正するものである。

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成5年倉敷市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

新						旧							
別表（第2条，第3条関係）						別表（第2条，第3条関係）							
所属	勤務場所	区分	勤務時間		休憩時間	週休日，休日，勤務の割振り等	所属	勤務場所	区分	勤務時間		休憩時間	週休日，休日，勤務の割振り等
生涯学習部中央図書館	中央図書館 水島図書館 玉島図書館	中央図書館，水島図書館及び玉島図書館に勤務する職員	A番	午前8時30分から午後5時15分まで	勤務の途中で休憩1時間を適宜与える。	1 週休日は，月曜日（第1月曜日を除く。）及び当該月曜日と合わせて1週について2日， <u>3週を通じ6日</u> 又は4週を通じ8日となるように所属長（館長）が指定する日とする。 2 祝日法に規定する休日及び12月29日から1月3日まで（祝日法に規定する休日を除く。）は，休日とする。ただし，業務の都合により勤務を割り当てられた	生涯学習部中央図書館	中央図書館 水島図書館 玉島図書館	中央図書館，水島図書館及び玉島図書館に勤務する職員	A番	午前8時30分から午後5時15分まで	勤務の途中で休憩1時間を適宜与える。	1 週休日は，月曜日（第1月曜日を除く。）及び当該月曜日と合わせて1週について2日又は4週を通じ8日となるように所属長（館長）が指定する日とする。 2 祝日法に規定する休日及び12月29日から1月3日まで（祝日法に規定する休日を除く。）は，休日とする。ただし，業務の都合により勤務を割り当てられた
			B番	午前9時30分から午後6時15分まで						B番	午前9時30分から午後6時15分まで		
			C番	午前10時15分から午後7時00分まで						C番	午前10時15分から午後7時00分まで		

					者は、勤務を要するものとする。 3 勤務の割振り は、所属長（館長）が定める。
児島図書館	児島図書館に勤務する職員	A番	午前8時30分から午後5時15分まで	勤務の途中で休憩1時間を適宜与える。	1 週休日は、月曜日（第1月曜日を除く。）及び当該月曜日と合わせて1週について2日、 <u>3週を通じて6日</u> 又は4週を通じて8日となるように所属長（館長）が指定する日とする。 2 祝日法に規定する休日及び12月29日から1月3日まで（祝日法に規定する休日を除く。）は、休日とする。ただし、業務の都合により勤務を割り当てられた
		B番	午前10時15分から午後7時00分まで		
					者は、勤務を要するものとする。 3 勤務の割振り は、所属長（館長）が定める。
児島図書館	児島図書館に勤務する職員	A番	午前8時30分から午後5時15分まで	勤務の途中で休憩1時間を適宜与える。	1 週休日は、月曜日（第1月曜日を除く。）及び当該月曜日と合わせて1週について2日又は4週を通じて8日となるように所属長（館長）が指定する日とする。 2 祝日法に規定する休日及び12月29日から1月3日まで（祝日法に規定する休日を除く。）は、休日とする。ただし、業務の都合により勤務を割り当てられた
		B番	午前10時15分から午後7時00分まで		

					者は、勤務を要するものとする。
					3 勤務の割振りは、所属長（館長）が定める。
船穂図書館 真備図書館	船穂図書館及び真備図書館に勤務する職員	A番	午前9時30分から午後6時15分まで	勤務の途中で休憩1時間を適宜与える。	1 週休日は、月曜日及び当該月曜日と合わせて1週について2日、 3週を通じ6日 又は4週を通じ8日となるように所属長（館長）が指定する日とする。
		B番	午前10時15分から午後7時00分まで		
					2 祝日法に規定する休日及び12月29日から1月3日まで（祝日法に規定する休日を除く。）は、休日とする。ただし、業務の都合により勤務を割り当てられた者は、勤務を要するものとする。
					3 勤務の割振りは、所属長（館長）が定める。
船穂図書館 真備図書館	船穂図書館及び真備図書館に勤務する職員	A番	午前9時30分から午後6時15分まで	勤務の途中で休憩1時間を適宜与える。	1 週休日は、月曜日及び当該月曜日と合わせて1週について2日 又は4週を通じ8日となるように所属長（館長）が指定する日とする。
		B番	午前10時15分から午後7時00分まで		
					2 祝日法に規定する休日及び12月29日から1月3日まで（祝日法に規定する休日を除く。）は、休日とする。ただし、業務の都合により勤務を割り当てられた者は、勤務を要するものとする。
					3 勤務の割振りは、所属長（館長）が定める。

						するものとする。 3 勤務の割振り は、所属長（館 長）が定める。								するものとする。 3 勤務の割振り は、所属長（館 長）が定める。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--